

第9部 農業産出額及び生産農業所得

解 説

この部には、「生産農業所得統計」の結果から、農業産出額及び生産農業所得に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 生産農業所得統計

生産農業所得統計(都道府県別推計)は、農業生産の実態を価値額として把握し、農政の企画・推進のための基礎資料を提供することを目的として、全国の都道府県を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計したものである。

府県別の品目別生産数量に品目別農家庭先販売価格(消費税を含む。)を乗じて求めたものである。

ただし、品目別生産数量は、収穫量から自都道府県内で再び農業へ投入された種子、飼料等の中間生産物の数量を控除した数量である。また、品目別農家庭先価格は農産物の販売に伴って交付される各種奨励補助金等を加えた価格である。

生産農業所得は、農業産出額から物的経費を控除し、経常補助金等を加算して求めた農業純生産である。

(2) 推計期間

推計当該年の1月1日から12月31日(暦年)である。

ただし、暦年をまたがって生産される野菜、果実等は「作物統計調査」で定めている年産区分による。

(3) 推計範囲

推計の対象とする農産物の範囲は、原則として、日本標準産業分類に掲げる「中分類01-農業」のうち、「小分類013-農業サービス業(園芸サービス業を除く。)」及び「小分類014-園芸サービス業」を除く事業所で生産された農産物(山林用苗木を含む。きのこ類及び蚕種を除く。)及び加工農産物である。

2 定義及び用語の解説

(1) 推計方法

ア 農業産出額

$$\text{農業産出額} = \Sigma (\text{品目別生産数量} \times \text{品目別農家庭先販売価格})$$

生産数量は、生産量統計を基礎資料とし、生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物は、農業団体等からの情報収集により推定した。

農家庭先販売価格は、農業物価統計、卸売市場統計等を用いて推定した。

なお、育成牛馬及び廃牛馬の価格は、育成差益等を適用した。

(2) 生産農業所得

$$\text{生産農業所得} = \Sigma (\text{部門別産出額} \times \text{部門別所得率}) + \text{経営補助金等}$$

注： 経営補助金とは、農業者戸別所得補償制度、中山間地域直接支払交付金並びに水田・畑作経営所得安定対策のうち、収入減少影響緩和対策等をいう。

なお、部門別所得率は、経営形態別経営統計及び営農類型別経営統計を用いて算出した。

3 利用上の留意事項

(1) 生産農業所得統計の19年からの変更点

ア 推計方法の変更

18年までの都道府県別の農業産出額については、市町村を推計単位としていたことから、都道府県等の数値には市町村間で取り引きされた種苗、子豚等の中間生産物が重複計上されていたが、19年からは都道府県を推計単位としたため、他都道府県に販売した中間生産物のみを該当品目の産出額に計上することとした。このため19年以降と18年までを単純に比較できない点に留意願いたい。

イ 水田・畑作経営安定対策導入による変更

水田・畑作経営安定対策導入により、これまで表類、大豆の産出額に含まれていた交付金の一部が、過去の生産実績に対する交付金として経営体に一括して交付されることとなったため、当該作物の産出額として計上していない。

(2) 全国合計値の取扱いについて

農業産出額の全国合計は、都道府県別農業産出額推計値を合計したものであり、都道府県間で取り引きされた中間生産物が重複計上されている。

したがって、全国値そのものを必要とする場合には、全国を推計単位とした農業総産出額(概数)である全国推計値を利用されたい。